

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外役員を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2) 対象役員の報酬等の決定について

当行は、平成29年6月29日開催の定時株主総会の決議により、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会設置会社移行前については、平成18年6月29日開催の第137期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額270百万円以内と決議されております。また、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの割当限度額は、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において、取締役報酬等の額とは別枠にて、年額100百万円以内と決議されております。なお、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は67百万円以内と決議されております。

監査等委員会設置会社移行後については、平成29年6月29日開催の第148期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は100百万円以内と決議されております。また、報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入し、業績連動型株式報酬として連続する3事業年度を対象とする対象期間毎に合計300百万円以内と決議されております（株式報酬型ストックオプション報酬については、既に割り当てられているものを除いて廃止し、新規の割り当てを行わないこととしております。）。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

また、取締役（監査等委員）の報酬については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

### (3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)
取締役会（百十四銀行）	4回

報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

### 報酬等に関する方針について

#### 「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、取締役の当行企業価値向上への意欲を高めることができるよう、一定割合を中長期的な株主利益相当及び当行業績連動としており、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス協議会での協議を経て、取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員）の報酬等は、取締役（監査等委員を除く）の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項  
 対象役職員の報酬等の総額（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）								
		固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金		
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	基本報酬	賞与	株式報酬				
対象役員 (除く社外役員)	14	333	252	242	9	81	—	39	41	—

(注) 1. 「人数」および「報酬等の総額」には、平成29年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（任期満了により退任）、及び監査役2名（監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任）を含めております。  
 2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰延べることとしております。なお、株式報酬型ストックオプションは平成29年6月29日の取締役会において廃止の決議を行っております。  
 3. 株式報酬は役員報酬B I P 信託制度による報酬であります。

	行使期間
株式会社百十四銀行 第8回新株予約権	平成28年7月27日から 平成58年7月26日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項  
 前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。